

「新潟県放課後児童支援員研修（認定資格研修・資質向上研修） 及び新潟県子育て支援員研修」業務委託事業者募集要領

1 委託業務の概要

（１）業務名

「新潟県放課後児童支援員研修（認定資格研修・資質向上研修）及び
新潟県子育て支援員研修」業務委託

（２）目的

本業務は、研修受講者が放課後児童支援員及び子育て支援員として必要な知識・
技能を習得し、実践できるよう、研修講師の確保、適切な研修運営及び充実した研
修内容を実現することを目的とする。

（３）業務内容

別記「新潟県放課後児童支援員研修（認定資格研修・資質向上研修）及び新潟県
子育て支援員研修業務委託仕様書」のとおり

（４）委託期間

委託契約締結の日から令和９年３月３１日（水）までとする。

（５）委託先選定数

１事業者

2 見積限度額

１１，５２３，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

3 スケジュール

令和８年７月２１日（火）募集公示

７月２７日（月）質問書提出期限

７月３１日（金）質問に対する回答

８月４日（火）参加申込書提出期限

８月７日（金）参加資格確認通知発送

８月１８日（火）企画提案書提出期限

８月下旬 審査会

事業者決定・結果の通知・公表

4 資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない
者であること。

イ 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であ
ること。

- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- エ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- オ 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 質問の受付及び回答

（１）提出様式

様式 1 「質問書」による

（２）提出期限

令和 8 年 7 月 27 日（月）午後 5 時【必着】

（３）提出方法

持参、郵送、電子メールによる。

※ 持参の場合は、新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第 5 号）第 1 条第 1 項各号に規定する日を除く、各日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。

※ 持参以外の場合は提出した旨を電話で連絡すること。

※ 電子メールの場合は件名を「新潟県放課後児童支援員認定資格研修及び新潟県子育て支援員研修業務委託事業者募集質問」とすること。

（４）提出先

「12 問い合わせ先」に同じ

（５）回答

令和 8 年 7 月 31 日（金）にホームページに掲載する。

なお、回答は募集要領及び仕様書の追加または修正として扱う。

6 参加申込書の提出

（１）提出書類 １部

ア 様式 2 「参加申込書」

イ パンフレット等、会社（法人）の概要が分かるもの

ウ 納税証明書

※申込日前 3 か月以内に発行された納税証明書であって、未納がないことを証明したものに限る。

エ 貸借対照表及び損益計算書又はこれに類するもの（直近 3 年間）

(2) 提出期限

令和8年8月4日（火）午後5時【必着】

(3) 提出方法

持参または郵送

※ 持参の場合は、新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く、各日の午前8時30分から午後5時まで。

※ 郵送による場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「新潟県放課後児童支援員研修（認定資格研修・資質向上研修）及び新潟県子育て支援員研修業務委託参加申込書在中」と朱書きしたものに限る。）とし、提出期限までに到着するように郵送すること。なお、提出した旨を電話で連絡すること。

(4) 提出先

「12 問い合わせ先」に同じ

(5) 提案資格の確認結果の通知

参加申込みをした者全員に対し、令和8年8月7日（金）に提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類 4部（正本1部、副本3部）

ア 様式3「企画提案書」

(ア) 仕様書を踏まえ、以下の項目について記載すること。

①会社概要

②業務遂行能力

③研修の効果

④受講者の利便性

⑤委託料の見積額

(イ) 提出する書類に使用する言語、通貨及び単位は日本語（参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他情報通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(ウ) 提案書はA4版縦、横書き、片面印刷、左綴じ、文字サイズは12ポイントとすること。

(エ) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(オ) 提出期限を過ぎた企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

(2) 提出期限

令和8年8月18日（火）午後5時【必着】

(3) 提出先

「12 問い合わせ先」に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 持参の場合は、新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く、各日の午前8時30分から午後5時まで。

※ 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「新潟県放課後児童支援員研修（認定資格研修・資質向上研修）及び新潟県子育て支援員研修業務企画提案書在中」と朱書きしたものに限る。）とし、提出期限までに到着するように郵送すること。なお、提出した旨を電話又はメールで連絡すること。

8 審査

(1) 選考

企画提案書の審査は、別に定める審査会を開催して行う。なお、審査に当たっては、提案者に対して提案内容等に係るヒアリングを実施する場合がある。

審査委員会は、委託料の上限額の範囲内で提案された内容を総合的に審査し、最も優れた提案者を委託先候補者として選定する。

(2) 審査基準

下記の審査基準に基づき審査を行い、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

審査項目	審査の視点	配点
提案の具体性	提案内容は具体的であり、仕様書を踏まえ、かつ、各審査基準による審査が可能なものであるか。	20
業務遂行能力	保育等福祉分野に関する資格認定研修事業等、類似の事業を実施した実績はあるか。	10
	研修講師、会場及び見学実習先の確保について実現性が高いか。	5
	委託契約締結日から委託期間満了日までのスケジュールは適切か。	5
	受講希望者の受付や修了証の交付を行うにあたり、個人情報管理の管理体制は適切か。	5
研修効果	研修講師は、専門知識を有する適切な人材が選定され、質の高い研修が期待できるか。	10
	グループワークや演習等研修の実施方法において、受講者の学習意欲及び研修効果を高める工夫がなされているか。	10
	受講者に対して、より広く受講の機会が確保されているか。	5

	研修に用いるテキスト等の教材は妥当であり、また実費徴収額の設定根拠は、明確かつ適正か。	5
受講者の利便性	県内の受講希望者に対し、研修の実施を広く周知する工夫がなされているか。	5
	受講希望者及び受講者からの問い合わせ、受講申込、その他連絡調整の方法は、受講者等にとって利便性の高いものか。	5
	研修の会場及び日程は、受講者が参加しやすいよう配慮がされているか。	5
見積額	見積額は内訳ごとに単価×数量で算出し、金額の根拠が明確になっているか。	5
	見積額の内訳ごとの単価は、根拠に基づいた適正なものとなっているか。	5
合計		100

(3) 審査結果の通知

選考結果については、採用・不採用にかかわらず企画提案書の提出があった者全員に書面で通知する。

9 契約の締結

県は、審査会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

10 契約に係る条件等

- (1) 本業務における個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。

11 その他

- (1) 参加申込書及び企画提案書の作成、ヒアリング等に要する一切の費用（旅費、通信費含む）は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しない。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において、参加を表明した者に通知するこ

となく複製を作成することがある。

(4) 提出された書類は返却しない。

(5) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、様式4「参加申込辞退書」を提出すること。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に提案書を提出した者

12 問い合わせ先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部こども家庭課保育支援係

TEL : 025-280-5215

E-mail : hoiku@pref.niigata.lg.jp